

[米国] 審査官の「後知恵」を認定した審決



www.harakenzo.com/jpn/gaikoku_siryo
06-6351-4384(代表)
iplaw-osk@harakenzo.com



– Appeal 2020-001178 In Ex Parte FREDERICK E. SHELTON IV and JASON L. HARRIS (審決日：2020年9月14日) –

■ US Appl. No. 14/840,758 (対象米国特許出願)

Claim 1 手術用ステープラと共に使用するためのステープルカートリッジアセンブリであって、
複数のステープル空洞を有するカートリッジ本体であって、各ステープル空洞は、内部に配置された手術用ステープルを有する、カートリッジ本体と、
前記カートリッジ本体に解放可能に連結され、かつ前記カートリッジ本体内の前記ステープルを配備することによって患者の身体内の組織に運搬されるように構成された、生体適合性かつ生体吸収性の補助材料と、
前記補助材料内に配置され、前記補助材料から放出可能な有効量の少なくとも1種の薬剤であって、前記少なくとも1種の薬剤は、前記患者の前記身体の外側に置かれたアクティベータによって前記患者の前記身体内で活性化されるように構成された活性化物質を含み、前記少なくとも1種の薬剤の前記活性化は、前記補助材料の前記組織への運搬後の前記補助材料のモニタリングを可能にし、前記活性化物質は、前記アクティベータによって誘発された磁場によって活性化されるように構成されている、有効量の少なくとも1種の薬剤と、を備える、アセンブリ。

⇒ 簡潔には、「本件ステープルカートリッジアセンブリでは、患者の組織内へ補助材料が運搬される。補助材料内には薬剤が含まれ、その薬剤は活性化物質を含む。」

” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)
- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信！
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。